

令和6年4月23日

参加者 殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
大 木 章 一

見積依頼書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

1. 件 名 第53回国土地理院報告会会場運営支援業務
1. 履行又は納入期限 令和6年6月6日（木）
1. 履行又は納入場所 国土交通省国土地理院
1. 見積書等提出場所 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部契約課契約係
(郵送又は持参の場合) TEL：029-864-4362
1. 見積書提出期限 令和6年5月7日（火）12時00分
1. 見積方法 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。
1. 参加資格 (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(4) 仕様書第8.で指定する条件に適合する者であること。
1. 契約保証金 免除
1. 図面（内訳書）
及び仕様書 別添のとおり
1. 支払い条件 前払金 無 一% 部分払 一回
物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから30日以内に請負代金を支払うものとする。
1. その他 (1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。
注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf
(2) 仕様書8.に示す書類を見積書と同時に提出すること。

仕 様 書

1. 件名

第 53 回国土地理院報告会会場運営支援業務

2. 目的

国土地理院の最新施策の紹介をするとともに、関連分野の有識者による特別講演を行う講演会である「第 53 回国土地理院報告会」の司会進行及び会場設営の支援を行う。

3. 日程

(1) 日程 令和 6 年 6 月 6 日 (木)

(2) 場所 東京都千代田区大手町 1-3-7 日経ビル 3 階「日経ホール」

4. 作業内容

講演会会場に、司会 (1 名) 及び会場設営スタッフ (4 名、うち 1 名は現場ディレクターとする) を派遣し、司会進行及び会場運営の支援を行う。

5. 司会の作業内容

以下の各事項に基づき、講演会会場にて司会進行を実施する。

(1) 司会の拘束時間は、午前 9 時～午後 4 時半とする。ただし、午前と午後の部の間に 60 分間の休憩時間を取る。

(2) 受注者に対し、発注者より当日の司会進行台本 (電子ファイル) を電子メールにて事前に提供する。

※講演は一般講演 9 本 (各 20 分程度)、特別講演 (1 時間程度) 1 本であり、各講演間は 5 分間程度の休憩を挟む予定である。

(3) 司会は講演会開場時刻の 9 時半から司会進行台本に従い、アナウンスを開始すること。
(講演会は 10 時より開始予定)

(4) 当日の進行については、司会進行台本に記載されたタイムラインを基本とし、質疑応答等により予定時間と乖離した場合、司会は進行役として進行の修正を行うこと。

- (5) 発注者は講演会の様子を録画し、映像を作成する。受注者は、司会の肖像権及び映像のオンライン配信を含めたその他一切の権利について、権利処理を行うこと。発注者が撮影した映像の著作権及び所有権を含めた一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

6. 会場設営スタッフの作業内容

以下の各事項に基づき、講演会会場にて会場運営の支援を行う。

- (1) 会場設営スタッフの拘束時間は、午前8時～午後5時とする。ただし、午前と午後の部の間に60分間の休憩時間を取る。
- (2) 現場ディレクターは、発注者の指示に基づき、会場設営スタッフに会場設営及び撤去の指示を行う。
- (3) 会場設営スタッフは、会場設営作業が完了後、会場整理等を行う。詳細は発注者と受注者が協議の上、決定すること。

7. 遵守事項

- (1) 本業務において知り得た情報及び議事内容については、守秘義務を厳守し、第三者に漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。
- (2) 業務完了後は、電子媒体に保存された台本等、本業務に係る電子ファイルを確実に消去すること。

8. 応札者に求める要件

以下の(1)及び(2)は要件を満たしていることを証明できる書類を、(3)は司会の過去の実績を記した書類を、見積書提出期限までに提出すること。要件をすべて満たしたものを応札者の対象とする。

- (1) (一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)よりプライバシーマークを付与されていること。
- (2) 労働者派遣事業の許認可を取得していること。
- (3) 平成30年度から令和5年度の期間において、講演会、セミナー、イベント等で司会を複数回以上行った実績のある者を派遣することができること。

9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- (2) 本仕様書に疑義のあるときは、総務部契約課契約係を經由して、企画部企画調整課研究調整係に照会すること。

参加資格要件(仕様書8. 応札者に求める要件)関係記載書

件名: 第53回国土地理院報告会会場運営支援業務

以下に示す要件を満たしていることを証明できる書類を見積書提出期限までに提出し、要件をすべて満たしたものを応札者の対象とする。

- (1) (一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)よりプライバシーマークを付与されていること。
- (2) 労働者派遣事業の許認可を取得していること。
- (3) 平成30年度から令和5年度の期間において、講演会、セミナー、イベント等で司会を複数回以上行った実績のある者を派遣することができること。

**※(1)及び(2)は要件を満たしていることを証明できる書類を、
(3)は司会の過去の実績を記した書類を提出すること。**